

親子の石綿肺不認定取り消し

大阪●公害審査会審査のあり方見直し要求

労災補償の対象とならない事業主・一人親方や環境曝露、家族曝露によるアスベスト被害について石綿健康被害救済法に基づく救済認定を行う環境再生保全機構に対して、石綿スレート工事職人の高瀬勝利さんとその父親の2件について、家族が「石綿肺による死亡」としての認定申請したところ、いずれも不認定とされた。これを不服として公害健康被害補償不服審査会（梶井成夫会長）に対して審査請求し、2件ともが相次いで不認定処分を取り消されるという異例の裁決が行われた。

審査会は裁決書の中で「処分庁（環境再生保全機構）側の『石綿肺』の審査は、あるべき姿から乖離している。高瀬親子の事案を重く受け止め、早急に、審査のあり方を抜本的に改めなければならない」と厳しく指摘した。

石綿肺については、「著しい呼吸機能障害を伴う」という最重症のものだけを救済対象とするとの条件つきながら、2010年7月から救済対象指定疾病となった。指定疾病のうち石綿肺の認定率が最も低い中、不認定となり審査請求に及んだ件数は11件で、うち取り下げ1件を除き、3件について裁決され2件取消、1件棄却。

残りの7件は審査中である。

この最初の取消2件が、今回の高瀬親子だった。

今回の裁決を踏まえて、石綿肺の審査のあり方を抜本的に改めるのか否か、保全機構と救済法を所管する環境省の今後の対応が注目されるが、マスコミの取材に対して、環境省は「改めるところはない」とコメントしていると伝えられている。

水俣病問題で環境省は、最高裁判決が出ても認定基準を変更しようとしないう。担当官僚は人事において厚生労働省と環境省を行ったり来たりしている。公害も労災も根っこは同じだ。

いずれにしろ環境省には直接、話を聞かなければならないと考えている。

家業を継いで

息子の高瀬勝利さんは、高校を卒業した1983年春から家業であるスレート工事に就き、父が死亡した1991年からは家業を継ぎ、1999年まで続けた。高校卒業以前にも現場の手伝いをしたことがあった。

その後も建築業に従事し、2008年までの合計約25年間（うちスレート工事約16年間）にわたり職業としてアスベスト曝露作業

を行った。

2008年11月頃から胸の異常をおぼえ受診したところ間質性肺炎などの診断を受けた。

このころ、当時の福島豊衆院議員（公明党）事務所を通じて関西労働者安全センターに相談に来られた。

お話をうかがうと、労働者としての粉じん職歴があったので、じん肺法にのっとって大阪労働局に対してじん肺管理区分申請を行った。

そして、「じん肺管理区分管理3口+続発性気管支炎要療養」との判定を受けた。

これをもとに労災請求したが、労働者期間が事業主期間よりも明らかに短いために労災認定を受けられなかった。勝利さんは一人親方の父の家業を継いで、同じ就労形態が長く、労災保険の特別加入をしていなかったのだ。

父と子、救済法申請

労災補償の対象となる見込みが当面なくなった勝利さんは、2010年7月から石綿健康被害救済法において「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」が救済対象（指定疾病）となったのをうけて、2010年12月保全機構に対して救済認定を申請した。

ところで、勝利さんからは相談当初「実は父親の家業を継いだ。父親も同じような病気で亡くなっている」という身の上話を聞いていた。

父親が死亡したのは1991年3月。58歳という若さだった。

間質性肺炎と言われた。強い

「石綿肺」逆転救済認定

大阪府鶴見区の高瀬勝利さん（死亡時45歳）と父親（自58歳）が家業でアスベスト（石綿）を大量に吸ってじん肺の一種「石綿肺」にかかったとして、遺族が求めた救済申請が不認定とされたが、公害健康被害補償不服審査会の裁決によって久美子さんは逆転で認定された。高瀬さんの妻久美子さん49は13日、記者会見し、「もっと救われるべき患者がいるはず。あきらめないで下さい」と訴えた。

【大島秀利】

じん肺は石綿健康被害認定「高瀬さんは「国はとんほい。体に悪いと知書救済法（環境省所管）なのに苦しいか見に来て、って材料を使わせての対策案では認定率が引物と最も低い。不服審査会は、2人の不認定の根拠となった環境省の医学的判定を「偏面的な次第がある」と異議を求めた。

この日、久美子さんは「夫は駅のホームの屋根まで石綿建材を加工した。発症するまで10日回も、約1分間せきが止まらなくなると汗をかき、娘が冬でも扇風機を回すほどだった。振り返った。

「患者もつといるはず」

死亡の高瀬さん遺族

ただから認定してほしい」と話したという。しかし、2011年2月、亡父の不認定通知が届き、失意のうちに高瀬さんも5月に死した。10月には高瀬さんの不認定通知が追い打ちをかけた。

光明が見えたのは昨年。不服審査会が相次いで「不認定の」処分を取り消す」と書いた裁決書を送ってきた。久美子さんは「環境省は、こんなことが二度と起きないようにしてほしいと求めた。支援した関西労働安全センターへの相談は（06・69043・1527）へ。」

夫が逆転の救済認定された経緯を語る高瀬久美子さん
—中央区—

2014年3月14日付け毎日新聞大阪市内版

疑念をもった勝利さんは、親族中の反対をひとりで押し切って、父親の病理解剖に同意した。

当時の主治医だった淀川キリスト教病院に問い合わせると、レントゲン画像は廃棄されていたが、幸いカルテと病理解剖記録、病理標本が保存されていた。

しかし、父親が労災補償の対象にならない一親方であることが明確であり、なおかつ、当時、石綿肺がまだ石綿健康被害救済法の対象疾病ではなかったために、病院記録の確認にとどまらざるを得ず、救済の道は閉ざされていた。

ところが、2010年7月からは石綿健康被害救済法の指定疾病となり、父親の死亡については救済対象となる可能性が出たため、改正施行令の施行を待ちかねて、2010年8月、勝利さんの母親を請求人として保全機構に救

済認定を申請していたのだった。

なんでや!

しかし、父子2件の救済認定申請に対して環境再生保全機構は、父親については2011年2月、勝利さんについては2011年10月に相次いで不認定とした。

勝利さんは、自身の労災認定が拒否されたことに大変憤慨していたのだが、父親までもが「アスベストが原因ではない」という趣旨で不認定となったことに大きな衝撃を受けた。

「なんでや!こんなアホなことがあるか!」

父親の不認定通知を知ってから3か月後の2011年5月22日、アスベスト被害をもたらした企業やアスベスト被害を拡大させながら救済を認めない国への怒りを残しながら勝利さんは亡くなった。

2008年に勝利さんから相談を

受けたころは、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会を先頭に、救済法の指定疾病に石綿肺などを追加し、給付水準を労災並みにするべきだ、という運動を進めていた時期にあたる。

高瀬さんのような事案を具体的事例としてあげて、石綿肺を指定疾病に入れるべきだと訴えた。

ところが、その高瀬さん親子の件をいざ申請すると不認定ということになり、安全センターとしてもたいへん驚いたのだった。

「石綿健康被害救済法は、環境省は、いったいどうなってるのか?!」

審査会、怒る

当然、2件とも不服審査請求を行った。

家族は結果をただ待つしかなかったし、事ここに及んで、新たな主張、立証の方法もなく、正直、結果への期待を抱くことはできなかった。

ところが、2013年3月29日付けで、父親の件での不認定取り消しの裁決書が送られてきた。

「処分を取り消す」

主文はたった一行だが、39頁の裁決書には、審査会の怒りともとれる論述が諄々と綴られていた。

そして、その結論の部分—

「…本件施行前死亡者、高瀬〇〇氏(注:勝利さんの父親)が、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に起因して死亡したことは明白である。処分庁側が、『石綿肺』の病名の記載がないとして、石綿肺の病態を示す診療録等

の貴重な医学的資料の検討を怠ったことは、きわめて不適切である。

したがって、処分庁が行った不認定の原処分は、その審査の過程及び結論において、重大な誤りがあり破棄することが相当であり、これを取り消す。」

父親の件について機構は、医療記録や病理組織標本の検討から「診療録の記載から石綿肺を示す所見が認められない。病理学的資料から石綿肺を示唆する所見が認められない」として、不認定としていた。

これに対して審査会は、「スレート職人として石綿の大量曝露があり、びまん性の肺線維症があり、著しい肺機能障害があり、病理組織標本も石綿肺であることを支持している」として不認定を取り消したのだった。

この父親の取消裁決は、石綿肺の不認定事案では最初のものであった。

そのあまりの「不適切さ」に対して、裁決書はこう述べた。

「…一方で、本件の係わる石綿肺等が指定疾病となり、施行されたのは平成22年7月1日からであり、これに伴い中環審の石綿健康被害判定部会に、石綿肺等審査分科会が新設された。本件は、その第2回審査分科会で審議されている。当審査会は、新設の指定疾病に対する審査の過程がきわめて不適切であったと判断するものである。処分庁側には、今回を契機に、新たな追加の指定疾病の石綿肺等の審査のあり様について真摯な見直し

が求められる。」

高瀬親子こそ

この父親の件の裁決内容に一筋の光明を見たので、当センターは審査会に宛てて、この裁決書とともに、勝利さんの労災請求を拒否した労働保険審査会の裁決書を、勝利さんの審査請求における証拠資料として提出した。

ところが、これに呼応するかのように、審査会から労働保険審査会における審査資料一式の提出を求める旨の連絡があったので、当該資料を急ぎ提出した。

こうして、わずかに見えた可能性を頼りに裁決を待っていたところ、2013年10月、勝利さんの件での不認定取り消しを認める裁決書が届いた。

父親の取り消し裁決から半年後のことだった。

上述のように審査会は父親の裁決書において、実質的に認定審査を行った「中央環境審議会石綿健康被害判定部会石綿健康被害判定小委員会石綿肺等審査分科会」の審査のやり方に厳しい批判を行った。

勝利さんの裁決書では、審査のあり方についてさらに厳しい調子で批判が行われた。

裁決書の一節—

「(2) 本救済法が求めるものは何か

以上述べたとおり、本件の認定申請者が、『著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺』に罹患し、それに起因して死亡したことは明白である。これほど典型的な『石

綿肺』の事実を、処分庁側が見落とし、不認定と決定した責任はきわめて重い。

本件には、通常の事案とは異なる特別な経緯があった。

認定申請者の父、高瀬〇〇氏について、当審査会に平成25年3月29日付けで、石綿スレート工事に30数年従事したことにより、『著しい呼吸機能障害を伴った石綿肺』に起因して死亡したことは明白として、不認定を取り消す裁決を行った。父の時代は、石綿の需要が急拡大した高度経済成長期で、功労ある石綿スレート施工技能者として、石綿スレート協会から表彰されている。

一方、息子の本件認定申請者の高瀬勝利氏は、一人親方の父と全く同一の石綿スレート工事現場で少なくとも8年間、一緒に働き、父の死後は家業を継ぎ、多くは一人親方として約17年間、石綿関連作業に携わった。これはまさしく、戦後の経済成長の影というべきアスベスト被災の父子の歴史である。

本救済法に指定疾病の『石綿肺』が新たに追加された主な目的は、労災補償保険法の対象の枠外とされ、石綿被害の救済から抜け落ちる一人親方のような存在を、いかに幅広く救済するかにあったはずである。

処分庁がいずれも『不認定』とした高瀬父子こそ、すなわち、施行前死亡者の父と本件認定申請者の息子は、法の求める救済対象そのものであった。父の場合は、提出された診療録のなかに石綿肺の病態を示す詳細な

各地の便り

	認定	不認定	取り下げ	計	認定率
中皮腫	7,991	678	797	9,466	92.2%
肺がん	1,196	1,061	446	2,703	53.0%
石綿肺	56	122	19	197	31.5%
びまん性胸膜肥厚	57	98	9	164	36.8%

記載が存在したにもかかわらず、処分庁側は『石綿肺』との具体的な病名の記載がないとして、診療録の真摯な検討を怠り、不認定としたものであった。息子の場合は、基本指針の留意事項の趣旨にも背反する杜撰な審査のために不認定に至ったものであった。

処分庁側の『石綿肺』の審査は、あるべき姿から乖離している。高瀬父子の事案を重く受けとめ、早急に、審査のあり方を抜本的に改めなければならない。」

通常、個別の行政処分の不服審査においては個別処分の適否が判断されるにとどまることがほとんどだが、ここまで、審査のあり方を改めろ、というまでの書きぶりは、当安全センターでは接したことはない。

審査会の非常に強い意志と危機感を感じる。

裁決書が指摘する石綿肺の医学的判定とその留意事項の要点は、

- ① 石綿肺における医学的判定においては、大量の石綿曝露の確認がきわめて重要である
- ② 石綿肺は大量の石綿曝露が確認される者における、びまん性間質性肺炎・肺線維症である

③ 石綿肺の医学的判定においては、基本的に病理学的所見は問わない、と解される

④ 石綿小体数は、基準値に達しないことを安易に否定する材料としてはならない

⑤ 胸膜プラークの不存在を安易に石綿曝露を否定する材料にしてはならない

ということであった。

勝利さんの不認定は、①②が認められるにもかかわらず、③④⑤を否定材料に使ってなされた。(裁決書では、③についても環境再生保全機構の診断は問題があると指摘されている。)

石綿肺については、病理診断においては「鑑別できる特異的所見がない」ということがあり、「大量の石綿曝露の確認」がきわめて重要である、にもかかわらず、機構の認定においては、中皮腫や肺がんの判定において病理診断、医学所見のみが判定要件とされていることが漫然と踏襲され、そのやり方が石綿肺の認定に持ち込まれている。その結果、こうした不適切な不認定をしてしまった、というのだった。

勝利さんの裁決書の結論－

「高瀬勝利氏が、『著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺』に起因して死亡したことは明白である。処分庁側が、医学的判定の指

針たる、新指定疾病の『石綿肺』についての留意事項の趣旨を逸脱し、不認定の決定を導いたことは、極めて不適切である。」
と言いつつ切った。

あるべき救済を!

機構の公表資料(2014年1月末現在)における、救済法の指定疾病である中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の認定・不認定件数累計は別掲の表のようになっている。

こうした石綿肺の認定率の低さには今回のような「極めて不適切な審査のあり方」が関与している可能性がある。

そしてまた、肺がんの認定率の低さには、石綿曝露歴を考慮しない、医学所見偏重の判定条件が関与している可能性が大きい。

環境保全機構の救済法認定については、大きな問題があると考えられる。

改善を迫っていかなければならない。



(関西労働者安全センター)

※父親の裁決書(石綿健康被害救済法関係の6番)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16530>

勝利さんの裁決書(石綿健康被害救済法関係の3番)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17326>

石綿肺の指定疾病追加の経緯については、2009年12月号、2010年4月号、6月号等参照